

# 「人工知能基本計画（素案）」第Ⅱ期計画のレビューと反響

—— IP 実務者・知財ガバナンス関係者向け 論点整理と並行政策文書の読み解き ——

作成日：2026年6月20日

Claude Opus 4.8

**【本資料の位置づけ】**本資料は、2026年6月19日に内閣府がパブリックコメントに付した「人工知能基本計画（素案）」<sup>1</sup>を一次資料として読み込み、関連する政策文書・報道・専門家論評を突き合わせて整理したものである。パブコメ締切（6月23日）が極めて直近であり、**素案そのものへの実質的な反響はまだ蓄積していない**。そのため「反響」の多くは、第Ⅰ期計画（2025年12月23日閣議決定）および並行する知財・著作権・個人情報の政策文書への反応を補助線として用いた間接的評価である。確定事実と推測・分析を区別し、未確認 URL は明示的にフラグを立てた（末尾「留保事項」「参考文献」参照）。

## エグゼクティブ・サマリー

(1) 半年での改定と4つの重点シフト。素案は第Ⅰ期計画のわずか半年後の改定であり、最大の変化点は、①「自律行動型 AI (Agentic AI)」を計画全体の基軸へ格上げしたこと、②日本の勝ち筋を「パーティカル AI/フィジカル AI の実装による AX」に定式化したこと、③原則を3→4原則（「挑戦と学習」を追加）に拡張したこと、④「開かれた AI 主権」を前面に出したことである。<sup>1</sup>

(2) 知財ルールの実体は基本計画の外にある。基本計画本体は IP 論点について「方向性の宣言」とどまり、実体ルールは並行文書に分散している。すなわち、対価還元・透明性は「プリンシプル・コード（仮称）」<sup>9・11</sup>、著作権の解釈は文化庁「AI と著作権に関する考え方」<sup>6</sup>、AI 利用発明の発明者性は特許制度小委員会の検討<sup>3</sup>に委ねられている。これらの司令塔が「知的財産推進計画 2026」（2026年6月12日決定）<sup>3</sup>である。

(3) AI 利用発明の発明者性は未確定。「政府が AI 開発者を共同発明者として扱う検討に入る」との報道はあるが<sup>20</sup>、知的財産推進計画 2026 は当該論点を特許制度小委員会で「引き続き検討」とするにとどまり、方向性は明記されていない。<sup>3</sup>DABUS 事件の知財高判（令和7年1月30日）は、現行法上、発明者を自然人に限り、AI 発明の保護は立法論の問題と判示した。<sup>18・19</sup>

(4) 手続の正統性が弱点。パブコメ期間がわずか 5 日間（6/19～6/23）と異例に短く、持ち回り開催・年次改定方針と相まって、「アジャイル」の体现である一方、熟議の欠如という批判を招きやすい。<sup>1,2</sup>

発表上の結論：IP 実務者が追うべきは基本計画ではなく「並行文書群」である。

## 1. 手続・位置づけ（確認できる事実）

**法的根拠。** AI 法（令和 7 年法律第 53 号）第 18 条第 1 項に基づく法定計画。第 I 期は 2025 年 12 月 23 日閣議決定。今回の素案は人工知能戦略本部（第 4 回、持ち回り開催）でとりまとめられた「第Ⅱ期計画」であり、英語仮訳でも "AI Basic Plan Phase II" と自称する。<sup>1</sup>

**パブコメ手続。** 意見募集は令和 8 年 6 月 19 日（金）～6 月 23 日（火）23 時 59 分（郵送は 6/22 消印有効）。所管は内閣府科学技術・イノベーション推進事務局 人工知能政策推進室。**行政手続法上の 30 日ルールの対象外（任意の意見募集）**とされ、意見は 1 件・理由含め 400 字以内。<sup>2</sup>第 4 章第 2 節の「当面は毎年変更を行う」という年次改定方針<sup>1</sup>の最初の実施例にあたる。

**評価上の留意。** 5 日間という期間の短さは、改定の機動性を優先したものと読めるが、知財・著作権・個人情報という利害対立の大きい論点を含む計画としては、パブリックな熟議の時間が乏しい。発表では「手続の機動性」と「正統性」のトレードオフとして提示するとよい（推測を含む評価）。

## 2. 第 I 期からの主要な変化点とその評価

### (a) 自律行動型 AI（Agentic AI）の前面化

素案は「そこから半年、…大きく変化している」と書き出し、AI が「業務を支援するツールから、組織や社会の意思決定と実行を担える主体へと進展している」と記述する。<sup>1</sup>第 I 期では新潮流として軽く触れる程度だった自律行動型 AI が、第Ⅱ期では計画全体の基軸へ格上げされた。技術トレンドへの即応として評価できる一方、半年での重点転換は計画の安定性を犠牲にする面もある（評価）。

### (b) 「バーティカル AI／フィジカル AI」への重点シフトと「AX」

「日本の勝ち筋は『バーティカル AI』と『フィジカル AI』の実装による『AX』」という定式に整理された。<sup>1</sup>先行導入が進むバーティカル AI が暗黙知を含む現場データを集積し、続くフィジカル AI がそれを物理空間で実行する、という段階論である。市場規模は、内閣府・経済産業省

「第1回 AI・半導体 WG 事務局説明資料」（2026年2月12日）が、フィジカル AI は年率34.4%成長（2035年：約12.5兆円）と試算する。<sup>24</sup>ただしこれは民間調査の機械的延伸であり確定値ではない（要留保）。経団連・経産省の産業戦略とも整合する<sup>25・27</sup>一方、構造的に米中逆転は困難との慎重論もある（評価）。

### (c) 原則の3→4原則化

第I期の3原則に「挑戦と学習」（「まずやってみる」「永遠のβ版」）を加えて4原則に拡張した。<sup>1</sup>「無謬性や前例踏襲に囚われず」という行政文化への自己批判を含む点が特徴である。

### (d) 「開かれた AI 主権 (AI Sovereignty)」

「戦略的自律性及び戦略的不可欠性を確保し、開かれた『AI 主権』を確立する」と明記し、特定の国・企業への過度な依存を避け、行政・防衛・重要インフラ等で「耐遮断性と運用能力を確保」するとした。<sup>1</sup>これは「国産であること」よりも「制御権の所在」を重視する統治概念であり、外国製モデルへのアクセスが他国の政策で失われ得る状態をリスクと捉える発想に沿う（分析）。ガバメント AI「源内」を「AI 主権を体現するもの」と位置づけた。<sup>1</sup>

### (e) ガバメント AI「源内」の進捗

素案は「国内最大規模18万人もの政府職員によるAI利活用が進められており、国内外から注目を集めている」と既成果として記述し、「源内」のオープンソース化を通じた自治体支援も明記した。<sup>1</sup>「隗より始めよ」モデルが半年で実装段階に入ったことは数少ない具体的進捗だが、利活用の「質」（業務改善効果の実証）は今後の検証課題である（評価）。

## 3. 知財・著作権論点（中核）

### (a) 基本計画における知財条項（第3章第4節）

素案の知財関連条項は、第I期の文言をほぼ踏襲し、次の4点を維持する（いずれも素案p.18）。

<sup>1</sup>

- **責任分界**：自律行動型 AI の進展を前提に、権利侵害や損害が発生した場合の責任分界を「継続的に検討する」。
- **保護・対価還元・相談・情報提供**：透明性の確保、コンテンツホルダーへの対価還元の推進、生成 AI による知財権侵害対策の相談体制の整備、分かりやすい情報提供。
- **AI 生成物・AI 利用発明の知財権**：「AI 利活用により生成された製品・サービスを巡る知的財産権について、その在り方を検討する」。

**実務上の最重要点：基本計画は実体ルールを定めない。**これらは「上位の政策意思」にとどまり、具体的な権利義務を生まない。発表では、この点を最初に明示して聴衆の誤解（「基本計画で知財ルールが決まった」）を防ぐべきである。

### (b) 知的財産推進計画 2026 との連動

基本計画の知財部分を「実装」するのが、2026年6月12日に知的財産戦略本部が決定した「知的財産推進計画 2026」である。<sup>3・4</sup>同計画は基本計画と明示的に連動し、施策方向性として、「生成 AI の適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード（仮称）」を制定するとともに、クリエイター等への対価還元に向けた環境構築を促進する、と明記する。<sup>3・5</sup>「法・技術・契約の各手段の組合せ」アプローチを中核に据える。

### (c) AI 利用発明の発明者性 —— 結論は出ていない

報道では、政府が AI 開発者を「共同発明者」として扱う方向で検討に入り、方向性を示すとされた。<sup>20</sup>もっとも、知的財産推進計画 2026 は、AI 利用発明における「発明、発明者、引用発明適格性等の論点」を特許制度小委員会で「引き続き検討する」とするにとどまり、**AI 開発者を共同発明者に含めるか否かの結論・方向性は明記していない。**<sup>3</sup>

司法の到達点は明確である。DABUS 事件の知財高判（令和 7 年 1 月 30 日）は、特許法上「特許を受ける権利」は自然人が発明者である場合にのみ発生するとし、AI 発明への特許付与は、社会への広汎な影響を踏まえた立法論の問題であって、現行法の解釈で対応するのは困難と判示した。<sup>18・19</sup>米 USPTO のガイダンスも「conception（着想）」を発明者性の試金石とし、AI は道具にすぎず共同発明者になり得ないと整理する（後掲、URL 未確認）。<sup>28</sup>**発表では「政府が共同発明者化を検討との報道はあるが、2026 年 6 月時点で政府計画上は結論未確定」と正確に伝えるべきである。**

### (d) 著作権法 30 条の 4 との接続

基本計画・知財推進計画 2026 のいずれも、著作権法 30 条の 4 を条番号で明示せず、改正方針も示していない。実体的議論は文化庁「AI と著作権に関する考え方」（2024 年 3 月 15 日）に委ねられている。<sup>6・7</sup>同考え方は、享受目的が併存すれば 30 条の 4 は適用されないこと、特定作品の集中的学習やライセンス市場と競合する利用、技術的措置を回避した収集は但し書き（権利者の利益を不当に害する場合）に該当し得ることを整理した。同考え方の素案には 2 万 4938 件という異例の規模の意見が寄せられた。<sup>8</sup>

### (e) コンテンツ業界・クリエイター団体の反応

出版 17 社・日本動画協会・日本漫画家協会の計 19 者は、2025 年 10 月 31 日、OpenAI「Sora 2」問題を契機に「生成 AI 時代の創作と権利のあり方に関する共同声明」を発出し、①学習・生成両段階での許諾、②学習データの透明性、③適正な対価還元を求めた。<sup>13・14・15</sup> 声明は、明示的なオプトアウト申請がない限り著作物が生成・送信されるシステムは著作権法や WIPO 条約の原則に反するとし、オプトインの徹底を求めた点が特徴である。<sup>13</sup> 並行して、コンテンツ海外流通促進機構（CODA）は OpenAI に運用変更を求める要望書を提出した。<sup>16</sup> また日本新聞協会は、検索連動型生成 AI による報道コンテンツの無断利用を批判し、30 条の 4 が AI 学習に過度に有利との指摘を続けてきた。<sup>17</sup>

**緊張点：**基本計画の「契約ベースの対価還元」アプローチは、これら団体が求める「学習段階での許諾・透明性義務」とは依然ギャップがあり、IP 実務上の対立軸となる（分析）。

#### (f) プリンシプル・コード（仮称）への論評

内閣府は 2025 年 12 月 26 日、「プリンシプル・コード（仮称）（案）」を意見募集に付した（締切 2026 年 1 月 26 日）。<sup>9・10</sup> EU AI Act やステューワードシップ・コードの「コンプライ・オア・エクスプレイン」を参考に、AI 事業者の透明性・知財保護措置（robots.txt 遵守、ペイウォール尊重、出所証明技術等）の原則を定める。<sup>11</sup> これに対しては、開示・確認の要請が「世界で最も AI を開発・活用しやすい国」「まず使ってみる」という基本計画の推進姿勢と齟齬し、開発・利活用を萎縮させ得るとの懸念も示された。<sup>11・12</sup> **知財保護とイノベーション促進の緊張が、政府文書間でも顕在化している。**

## 4. 個人情報保護法改正への言及

素案第 3 章第 1 節は、「統計作成等であると整理できる AI 開発等にのみ利用される場合に個人データの第三者提供等に係る本人同意を不要とする特例や、…課徴金制度等の創設を含む」個人情報保護法の改正案が成立した場合に、その円滑な施行に向け下位法令の整備を進めるとする。<sup>1</sup>

当該改正は、2026 年 1 月に個人情報保護委員会が改正方針案を示し、その後閣議決定を経て 2026 年通常国会に提出され、衆議院を通過した段階にある（成立時期は要確認）。<sup>22・23</sup> 内容は、①統計作成等に限定した AI 開発での同意不要ルート（公表義務・目的外利用禁止・第三者提供制限等の条件付き）、②違反に対する課徴金制度の新設、③こども・生体情報への規律強化を柱とする。<sup>21</sup>

**評価が割れる論点。** プライバシー保護の観点からは、公開された要配慮個人情報のスクレイピ

ング取得まで同意不要となり得る点に強い懸念がある一方、課徴金制度の創設は規律強化として評価される。<sup>21・22</sup>「利活用促進」と「プライバシー保護」が正面衝突する論点であり、発表では両論を併記すべきである。なお、一部メディアが「さらし法」化と批判したとの言及が研究過程で得られたが、当該報道の一次 URL は確認できていない（後掲・要確認）。<sup>34</sup>

## 5. ガバナンス・安全保障論点

**AISI の抜本的強化。**素案は、AI セーフティ・インスティテュート（AISI）を中核に、モデル評価・トレーサビリティ・ガードレール等の技術的制御・危機時情報共有を可能とする評価能力の確立と、人員増強を図るとする。<sup>1</sup>報道・関連発言では英国並みの体制を目指すとされるが、その数値目標および英 AISI の実数については一次情報を確認できていない（要確認）。<sup>30</sup>

**Project YATA-Shield。**素案は、サイバーセキュリティ対策パッケージ「Project YATA-Shield」に基づき、重要インフラ事業者等への対策強化、高性能 AI を活用した政府重要システムの脆弱性点検、ソフトウェア・ベンダへの早期発見・対応の注意喚起等を進めるとする。<sup>1</sup>高性能 AI の悪用リスクを前提に、防御側も AI を積極活用する「AI 前提のサイバー防御」への転換が核心である（分析）。

**責任分界。**素案は、不具合連鎖による大規模障害（技術的）、責任の所在の曖昧化・雇用への影響（社会的）、自律型サイバー攻撃（安全保障上）をリスクとして列挙し、権利侵害・損害発生時の責任分界を「継続的に検討する」とするにとどまる。<sup>1</sup>**Agentic AI の普及で緊急性が増す、実務上の最大の未確定領域である。**

**市民社会・青少年保護・人権。**素案は、過度な AI 依存、働き方・雇用への影響、格差拡大への懸念に言及し、「人間力」「人的主体性（Human Agency）」の増進で応える姿勢を示す。青少年が安全・安心に AI と向き合える社会環境の検討・整備、被害時の公的相談窓口の拡充も盛り込んだ。<sup>1</sup>ただし、市民社会・人権団体からの組織的な反対声明は、締切直近の時点では確認できていない（要留保）。

## 6. 海外・国際的文脈での位置づけ

以下の国際動向は、日本の IP 実務者にとっての比較軸として整理する。なお、各文書の一次情報 URL は本資料作成時点で再確認しておらず、参考文献では「URL 未確認」とフラグを立てた。

- **EU：**AI Act は段階適用が進む一方、2025 年以降の「Digital Omnibus on AI」等で高リスク義務の一部簡素化・適用延期が議論されている。罰則付き包括規制が特徴。<sup>29</sup>

- **米国**：規制から推進への転換が顕著で、「America's AI Action Plan (Winning the Race)」(2025年7月)、および州 AI 規制の連邦先取りを志向する大統領令(2025年12月)が示された。<sup>28・31</sup>
- **日本の位置づけ**：「責任あるアジャイル・ガバナンス」(制度+技術+組織管理の統合)は、EUの規制主導と米国の脱規制の中間に立ち、ソフトロー(指針中心、ただし個人情報保護法・著作権法・業法は罰則を伴う)が基本。「まず使う・積極的に開発する」推進姿勢が鮮明である(分析)。

## 7. 業界団体の反応

経団連は2026年3月17日の提言「わが国ロボット(AI+)戦略のあり方」で、禁止事項を明確化する「ネガティブリスト方式」を基本とした「ガードレール型」ルール整備、国際標準化の主導、3段階(短期：産業用ロボット中心の社会実装・データ蓄積/中期：産業データスペースの本格運用/長期：現場力・安全品質による国際的地位の確立)の時間軸を提示した。<sup>25・26</sup> 経産省「グローバル産業戦略」も AX・バーティカル AI/フィジカル AI を日本の勝ち筋に据えており、<sup>27</sup> 産業界の方向性と基本計画は概ね整合する。一方、新経済連盟・JEITA等からの素案個別への反応は、締切直近の時点では確認できていない(要留保)。

## 8. 発表構成・実務アクションの推奨

### (1) 発表構成の骨子

基本計画を「上位の政策意思」と位置づけたうえで、**実体ルールは(1)プリンシプル・コード(仮称)、(2)文化庁「AIと著作権に関する考え方」、(3)特許制度小委員会のAI利用発明検討、(4)個人情報保護法改正——の4文書群にあると明示することを最優先で勧める。**聴衆の誤解を防ぐ導入になる。

### (2) 段階的なアクション

- **即時(～6/23)**：5日間という短さを踏まえ、所属団体経由での意見提出を検討。特に④AI生成物・AI利用発明の知財権、②責任分界は文言が抽象的で、実務上の予見可能性を求める意見を出す余地が大きい。
- **短期(2026年夏)**：基本計画に基づく工程表、プリンシプル・コードの最終版(届出様式・コンプライ・オア・エクスプレインの運用)を注視。AI事業者の透明性義務の実務水準を左右する。

- **中期（2026～2027）**：①特許制度小委員会の AI 利用発明・発明者性の結論、②個人情報保護法改正の施行・下位法令、③EU AI Act 高リスク義務の最終適用時期——を定点観測。年次改定により基本計画自体が毎年動くため、自社方針を「永遠の  $\beta$  版」として更新する体制が要る。

### (3) 判断を変える閾値（ベンチマーク）

- 政府が AI 利用発明について「AI 開発者を共同発明者に含める」立法方針を明示 → 発明者記載・職務発明規程・ライセンス対価設計の全面見直し。
- プリンシプル・コードが「robots.txt 遵守・学習データ概要開示」を事実上の標準として定着 → クローリング方針とログ保存体制の整備が急務。
- 個人情報保護法改正が成立 → 統計目的 AI 開発の「同意不要特例」の適用範囲と課徴金リスクを踏まえたデータ取得・委託契約の再点検。

### 留保事項（Caveats）

- **反響の蓄積不足**：パブコメ締切（6/23）が極めて直近であり、素案そのものへの報道・有識者論評・SNS 反応・業界団体見解は本調査時点でほとんど確認できなかった。本資料の「反響」の多くは第 I 期計画および並行政策文書への反応を補助線とした間接的評価である。
- **確認済み事実と推測の区別**：基本計画素案・知財推進計画 2026・文化庁考え方・共同声明・各法律事務所解説の本文は一次／二次情報として確認済み。市場規模試算（年率 34.4%等）は民間調査の機械的延伸であり予測値である。
- **未確定の法・事実**：①AI 利用発明の発明者性、②AI 生成物の権利帰属、③Agentic AI の損害責任分界——はいずれも政府計画「検討中」であり、確定ルールではない。
- **URL 未確認の出典**：参考文献 28～31（米国・EU・英国の各文書、USPTO ガイダンス）および 34（個人情報保護法改正をめぐる一部報道）は、一次情報 URL を本資料作成時点で再確認していない。発表前に最新の原典を確認されたい。
- **成立状況の確認**：個人情報保護法改正は本人同意不要特例・課徴金を含むが、2026 年 6 月時点の成立可否は流動的であり、実務判断の際は最新の立法状況を必ず確認されたい。

### 参考文献

（番号は本文中の上付き番号に対応。URL は原則として一次・二次情報のもの。〔URL 未確認〕は本資料作成時点で原典 URL を再確認できていないことを示す。）

1. 人工知能基本計画（素案） 内閣府 人工知能戦略本部（第4回）、2026年6月19日。  
[https://www8.cao.go.jp/cstp/stmain/20260619ai/aiplan\\_2601\\_draft.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/stmain/20260619ai/aiplan_2601_draft.pdf)
2. 「人工知能基本計画（素案）」に関する御意見の募集について 内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局、2026年6月19日（e-Gov パブリック・コメント）。 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000316432>
3. 知的財産推進計画 2026～成長戦略を支える知財戦略の推進～ 知的財産戦略本部、2026年6月12日決定。 [https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/260612/keikaku\\_all.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/260612/keikaku_all.pdf)
4. 第55回 知的財産戦略本部会合 議事次第 内閣官房、2026年6月12日。  
<https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/260612/gijisidai.html>
5. 知的財産推進計画 2026（案） 資料2 知的財産戦略本部、2026年6月12日（AI基本計画との連動・プリンシプル・コードの記述）。  
<https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/260612/siryu2.pdf>
6. AIと著作権に関する考え方について 文化審議会著作権分科会法制度小委員会、2024年3月15日。 [https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94037901\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94037901_01.pdf)
7. AIと著作権について（関連文書一覧） 文化庁。  
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/aiandcopyright.html>
8. 「AIと著作権に関する考え方について」（文化審議会著作権分科会法制度小委員会）のポイント 長島・大野・常松法律事務所、2024年3月（パブコメ2万4938件に言及）。  
<https://www.nagashima.com/publications/publication20240325-1/>
9. 「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード（仮称）（案）」に関する御意見の募集について 内閣府（知的財産戦略本部）、2025年12月26日。 [https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/ikenboshu\\_20251226.html](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/ikenboshu_20251226.html)
10. 同上 e-Gov パブリック・コメント案件（095251270） 受付 2025年12月26日～2026年1月26日。 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=095251270&Mode=0>
11. 内閣府が生成AIの透明性と知財保護に関する「プリンシプル・コード」を公表。パブコメは1月26日まで募集中！ AICU、2025年12月26日。  
<https://www.aicu.jp/post/naikakufu-generative-ai-principle>
12. 波紋呼ぶ“生成AI×知的財産の保護”の新ルール案へのパブコメ募集スタート ITmedia NEWS、2025年12月26日（Yahoo!ニュース転載）。

<https://news.yahoo.co.jp/articles/215db54f15899abfa32f94a133920ae46037f31c>

13. 生成 AI 時代の創作と権利のあり方に関する共同声明 出版 17 社・一般社団法人日本動画協会・公益社団法人日本漫画家協会、2025 年 10 月 31 日。 <https://aja.gr.jp/wp-content/uploads/2025/10/30269151d7cdc6e9bcaeaace2a517c33.pdf>
14. 生成 AI 時代の創作と権利のあり方に関する共同声明（掲載ページ） 公益社団法人日本漫画家協会、2025 年 10 月 31 日。 <https://nihonmangakakyokai.or.jp/archives/news/20251031>
15. OpenAI「Sora 2」の著作権軽視に出版社など共同声明 Impress Watch、2025 年 11 月。 <https://www.watch.impress.co.jp/docs/news/2060138.html>
16. 講談社や KADOKAWA など 19 団体が生成 AI 巡り共同声明「Sora 2」問題受け（CODA 要望書を含む） ITmedia、2025 年 10 月 31 日。 <https://www.itmedia.co.jp/aipplus/articles/2510/31/news130.html>
17. 日本新聞協会「生成 AI における報道コンテンツの無断利用等に関する声明」 2024 年 7 月（国立国会図書館カレントアウェアネス紹介記事）。 <https://current.ndl.go.jp/car/223272>
18. <AI Update> AI 発明に対する特許付与について判示した知財高裁判決 ―知財高判令和 7 年 1 月 30 日―（速報） 長島・大野・常松法律事務所、2025 年 2 月。 <https://www.noandt.com/publications/publication20250214-1/>
19. 人工知能ダバス（DABUS）に関する令和 7 年 1 月 30 日知財高裁判決と AI 発明に関する考察 ユアサハラ法律特許事務所。 <https://www.yuasa-hara.co.jp/lawinfo/5599/>
20. AI 開発者にも特許「6 月に方向性」 科技相、発明利用で 日本経済新聞。 <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA172PP0X10C25A1000000/>
21. 2026 年個人情報保護法改正法案を徹底解説 ―AI・データ利活用、子ども・生体情報保護、課徴金導入まで― 弁護士法人三宅法律事務所 渡邊雅之、2026 年 4 月。 <https://www.miyake.gr.jp/wp-content/uploads/2026/04/%E4%BB%A4%E5%92%8C%EF%BC%98%E5%B9%B4%E6%94%B9%E6%AD%A3%E5%80%8B%E4%BA%BA%E6%83%85%E5%A0%B1%E4%BF%9D%E8%AD%B7%E6%B3%95.pdf>
22. 個人情報保護法 2026 年改正案が衆議院通過 ―AI 学習データ利用の場合 要配慮個人情報の同意不要 セキュリティ対策 Lab、2026 年 5 月。 <https://rocket-boys.co.jp/security-measures-lab/japan-privacy-law-2026-amendment-passes-house/>
23. 【2026 年最新】個人情報保護法改正案が閣議決定され、今の通常国会で成立へ オプティマ・ソリューションズ、2026 年 4 月。 [https://www.optima-solutions.co.jp/support\\_article/samurai-20260410/](https://www.optima-solutions.co.jp/support_article/samurai-20260410/)

24. 第1回 AI・半導体 WG 事務局説明資料（資料4） 内閣府・経済産業省、2026年2月12日（フィジカル AI 市場規模試算）。  
[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/joho/conference/seichosenryakuwg/aisemicon01/shiryo04.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/joho/conference/seichosenryakuwg/aisemicon01/shiryo04.pdf)
25. わが国ロボット（AI+）戦略のあり方に関する提言 一般社団法人日本経済団体連合会（経団連）、2026年3月17日。 [https://www.keidanren.or.jp/policy/2026/011\\_honbun.html](https://www.keidanren.or.jp/policy/2026/011_honbun.html)
26. 経団連が AI 搭載ロボット戦略を提言、産業用ロボットの強み軸に 事業構想オンライン、2026年3月。 <https://www.projectdesign.jp/articles/news/1162df58-8fe6-4b8a-a5f5-c49bf09ff1e8>
27. グローバル産業戦略 事務局説明資料（資料1） 経済産業省、2026年3月。  
[https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/global\\_industrial\\_strategy/pdf/003\\_01\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/global_industrial_strategy/pdf/003_01_00.pdf)
28. America's AI Action Plan (Winning the Race) /USPTO AI 発明者性ガイダンス〔URL未確認〕米ホワイトハウス、2025年7月/USPTO（2024年公表・2026年改訂とされる）。発表前に原典を要確認。
29. EU AI Act 及び Digital Omnibus on AI〔URL未確認〕欧州委員会。高リスク義務の段階適用・簡素化の議論。原典を要確認。
30. UK AI Security Institute 公式説明（人員・予算）〔URL未確認〕英国。AISI の体制に関する数値は原典を要確認。
31. 大統領令 "Ensuring a National Policy Framework for AI"〔URL未確認〕米国、2025年12月とされる。州 AI 規制の連邦先取りを志向。原典を要確認。
32. 個人情報保護法改正をめぐる批判的報道（「さらし法」化等）〔URL未確認〕研究過程で言及が得られたが、一次報道 URL を特定できていない。

（注）参考文献 32・33（ガバメント AI「源内」、Project YATA-Shield）は、いずれも参考文献 1 の素案本文に記載があるため、本文では素案（1）を典拠とした。